

新型コロナウイルス関連情報
(オーストリア国内における制限措置)

(ポイント)

オーストリア政府は、7月1日以降の国内における制限措置を決定しました。適用期間は7月1日から8月31日までです。

(本文)

【措置概要】

1 一般事項

(1) 陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれかの提示が必要でない屋内の公共の場では、原則としてマスク着用を義務付ける。

(2) 原則としてマスクはFFP2マスクに限定しない。着用義務については、6歳未満は適用除外とする。

(3) 陰性証明書、接種証明書、抗体証明書の提示義務については、12歳未満は適用除外とする。

(4) 入場の際して陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれかの提示が必要な店舗、施設では顧客に個人情報登録を義務付ける。

2 陰性証明書、接種証明書、抗体証明書

(1) 陰性証明書は、検体採取から24時間以内の当局に登録した陰性の自己抗原検査結果、検体採取から48時間以内の権限を有する施設による陰性の抗原検査結果、検体採取から72時間以内の権限を有する施設による陰性のPCR検査結果のいずれかとする。

(2) 接種証明書は、初回接種から22日以上経過して3ヶ月以内のもの、2回目を接種して初回接種から9ヶ月以内のもの、接種が一度で済むワクチンの接種から22日以上経過して9ヶ月以内のもののいずれかとする。

(3) 抗体証明書は、3ヶ月以内の中和抗体証明書、または6ヶ月以内の治癒を証明する医師の診断書とする。

3 集会

(1) 100人を超える集会は当局への届け出を義務付ける。入場には陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれかの提示が必要。

(2) 500人を超える集会は当局の許可を得る。入場には陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれかの提示が必要。

(3) 100人を超える場合は感染対策コンセプトを作成する。

4 飲食店

- (1) 入場には陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれかの提示が必要。
- (2) 座席が固定されない場合、入場者数を最大収容人員の 75%に制限する。
- (3) 持ち帰りの場合は陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれも不要（ただし、屋内ではマスク着用義務）。

5 宿泊施設

- (1) 入場には陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれかの提示が必要。
- (2) 飲食店、プール、フィットネスセンターなどの利用には別途、陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれかの提示が必要。

6 商店

入場に際して陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれも不要（ただし、屋内ではマスク着用義務）。

7 サービス業

- (1) 身体が接近するサービス業への入場には陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれかの提示が必要。
- (2) 身体が接近しないサービス業への入場には陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれも不要（ただし、屋内ではマスク着用義務）。

8 スポーツ・遊戯施設

- (1) 博物館・美術館・図書館を除き、入場には陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれかの提示が必要。
- (2) 博物館・美術館・図書館への入場には陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれも不要（ただし、屋内ではマスク着用義務）。

【各州による新型コロナウイルス対策措置】

オーストリア政府の措置に加えて、以下のとおり各州が独自に措置をとっている。

○ウィーン州

<https://corona-ampel.gv.at/aktuelle-massnahmen/regionale-zusaetzliche-massnahmen/wien/>

30日、ウィーン市長は会見を開き、以下のウィーン州独自の対策措置を発表しました。この措置は連邦の措置より厳しく、7月1日に発効するとのことです。

● 3 G 規則については、PCR 検査、薬局または検査ストリートでの抗原検査のみを認める。
連邦省令にある自己抗原検査は認めない。

● 3 G 検査は 6 歳未満を適用除外とする。連邦省令では 12 歳未満となっているがこれは不十分。

● 病院の訪問者は患者当たり一日一人とし、FFP2 マスクの着用を条件とする。連邦省令での人数制限なしと一般マスクは不十分。

○ブルゲンラント州

<https://corona-ampel.gv.at/aktuelle-massnahmen/regionale-zusaetzliche-massnahmen/burgenland/>

○ニーダーエスタライヒ州

2021 年 3 月 31 日以降、ウィナー・ノイシュタット市の役所に立ち入る者に対して有効な陰性証明書の提示を義務付ける。

<https://corona-ampel.gv.at/aktuelle-massnahmen/regionale-zusaetzliche-massnahmen/niederoesterreich/>

○オーバーエスタライヒ州

<https://corona-ampel.gv.at/aktuelle-massnahmen/regionale-zusaetzliche-massnahmen/oberoesterreich/>

○シュタイーマルク州

<https://corona-ampel.gv.at/aktuelle-massnahmen/regionale-zusaetzliche-massnahmen/steiermark/>

○ケルンテン州

<https://corona-ampel.gv.at/aktuelle-massnahmen/regionale-zusaetzliche-massnahmen/kaernten/>

○ザルツブルク州

<https://corona-ampel.gv.at/aktuelle-massnahmen/regionale-zusaetzliche-massnahmen/salzburg/>

○チロル州

<https://corona-ampel.gv.at/aktuelle-massnahmen/regionale-zusaetzliche-massnahmen/tirol/>

○フォアアールベルク州

<https://corona-ampel.gv.at/aktuelle-massnahmen/regionale-zusaetzliche-massnahmen/vorarlberg/>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 01）5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 01）5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>